

## 憲法

### 第1 Xの立場からの憲法上の主張

1 証言拒絶は、Xがインタビューに応じた者を明かさない自由であり、憲法上保障される。

上記自由は取材源秘匿の自由であり、取材の自由であるといえる。

この点、博多駅事件決定は、取材の自由について、十分に尊重に値すると述べるにとどまる。

しかし、報道は、取材、編集、発表という過程を経て行われるところ、取材も報道にとって不可欠の一部をなす。

そこで、取材の自由も21条1項により保障されると解すべきである。

したがって、上記自由も憲法上保障される。

2 また、Xはフリージャーナリストであり、インタビューに応じた者が誰かを秘して動画を作成、公開している以上、

乙の名は「職業の秘密」（民事訴訟法197条1項3号）に当たる。

3 したがって、Xによる証言拒絶は認められる。

### 第2 想定される反論について

1 取材の自由は憲法上保障されるものではない。

2 取材の自由が憲法上保障されるとしても、民事裁判における取材源秘匿の自由は取材の自由には含まれない。

なぜなら、民事、刑事ともに真実を発見し、公正な裁判を行うという要請が妥当するからである。

### 第3 私見

1 Xの主張する自由が取材源秘匿の自由に当たることは、Xが主張するとおりである。

また、判例によれば取材の自由は憲法上保障されるものではないが、Xのいうように取材は報道の一部であり、報道の自由は国民の知る自由に奉仕するものであるから憲法上保障される。よって、取材の自由も憲法上保障されるというべきである。

したがって、Xの主張する自由は21条1項により保障される。

2 では、甲社の乙に対する本件民事裁判において、Xによる証言拒絶は認められるか。

(1) この点について、民事裁判においては刑事裁判の場合と比べると公平迅速な裁判の要請はやや妥当しない（37条1項参照）。

そこで、取材の自由を重視する見地より、取材対象者の氏名等を明らかにしないと民事裁判の目的を達することができなくなるような特段の事情がない場合には、「職業の秘密」に当たり、証言拒絶が認められると考えられる。

(2) これを本件についてみるに、甲は労働者との間に守秘義務契約を交わしており同契約書には、原材料の輸入元を含む取材先の情報は守秘義務の対象となる企業秘密に含まれること、守秘義務の対象となる情報は、退職後においては開示、

漏えい、又は使用しないことが明記されている。同契約書によれば、守秘義務に反した場合には損害を賠償することとされている。

とすれば、甲とすれば、乙が上記義務に反したことを主張、立証する必要があるため、Xの証言拒絶を認めては民事裁判の目的が達せられないとも思える。しかし、甲はXに対し輸入元は企業秘密に当たるとして、当初回答を拒否していた。しかし、Xは乙の元へ執ように押しかけ、最終的には名前を仮名にすること、画像と音声を加工することを条件にXのインタビューを受けたものである。

とすれば、Xの取材は、乙が名前等を明かさないことで成立していたといえる。また、甲の損害賠償請求権成立のためには上記主張が必要だが、乙としては企業秘密に当たることによってXに告げて仮名で取材に応じており甲にも一定の配慮をしているといえる。

以上より、乙の氏名等は上記特段の事情が認められず、「職業の秘密」に当たり、証言拒絶は認められる。

以上